

議案第48号

鳥取県暴走族根絶条例の一部改正について

次のとおり鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例

鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「暴走行為」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>公園、広場、ふ頭その他公衆が通行し、又は出入りするこ とができる場所（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道 路を除く。）において、自動車等を急に発進させ、急に加速さ せ、急に転回させ、蛇行させ、若しくは急に停止させ、又は自 動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数 を増加させることにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他 人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「暴走行為」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成13年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(この条例の失効)</u></p>

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。